主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち,判例違反をいう点は,事案を異にする判例を引用するものであって,本件に適切でなく,その余は,単なる法令違反の主張であって,刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお,【要旨】<u>電子複写機によって複写されたコピーであって,作成名義人たる</u>
<u>外国人である被告人の署名がない控訴申立書による控訴申立ては,同書面中に被告</u>
<u>人の署名が複写されていたとしても,無効と解すべきである</u>から,これと同旨の原
判断は,正当として是認できる。

よって,刑訴法434条,426条1項により,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 津野 修 裁判官 福田 博 裁判官 滝井繁男 裁判官 今井 功 裁判官 中川了滋)